



中小企業の 生産性向上を 支援します!

最低賃金引上げ支援
中小企業向け

業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる

5つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!
アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索



<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

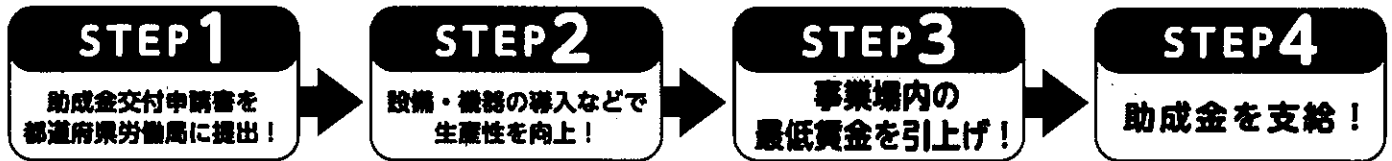
設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！
 ※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(*) (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は3/4 ^(**)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

選べる
5つの
コース

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／
 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！
 申請方法や相談窓口となる
 問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引き上げを行うこと。

※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

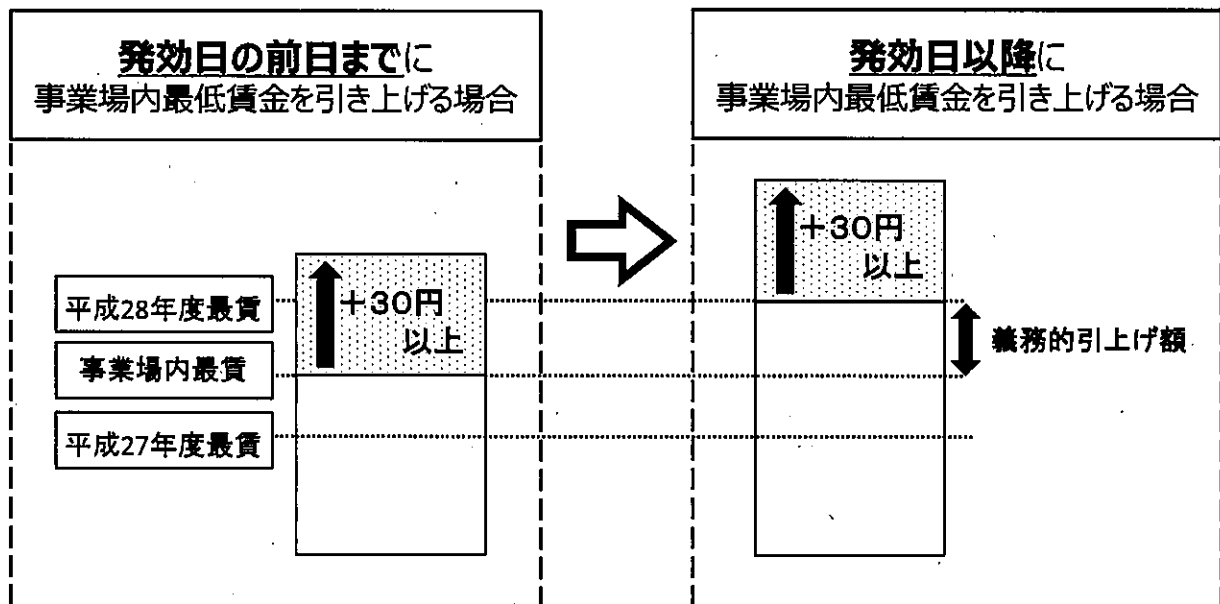
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発効日の前日までにすること。

賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引き上げを行うこと。

※ 発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。



大阪府最低賃金総合相談支援センター
 平成29年度専門家主催・相談等支援事業(大阪府最低賃金総合相談支援センター)

平成29年・平成30年

4月・3月

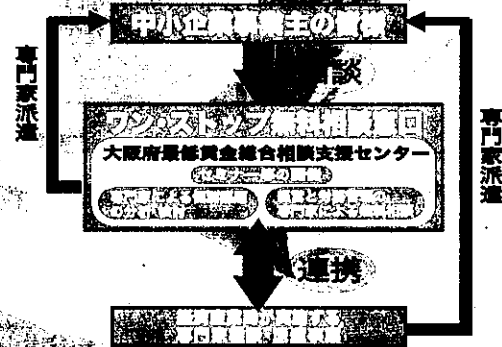
経営・労務でお悩みの中小企業の皆様へ 大阪府最低賃金総合相談支援センター

最低賃金ワン・ストップ無料相談!

賃金制度の見直しが見たい...
 支援制度について知りたい...



最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業の皆様の経営面、労務面のさまざまな悩みについて、専門家がワンストップで対応する無料相談窓口を設けています。



経営者の皆様のお悩みごとをスッキリ解消します!
 まずは、お電話かメールでご相談ください。

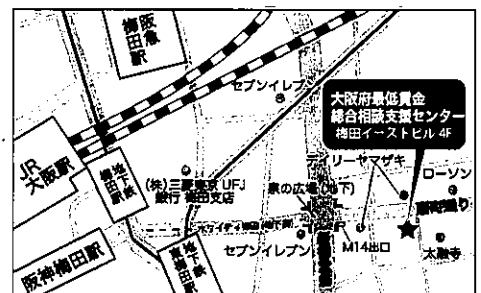
大阪府最低賃金総合相談支援センター

〒530-0051
 大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル4階
 ※駐車場はございませんので公共交通機関でお越しください。たたくか、有料駐車場をご利用ください。

☎0120-570-937

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時
 MAIL : chingin_osaka@mb.langate.co.jp
 WEB : http://www.langate.co.jp/onestop

ご相談
 連絡先



JR大阪 泉の広場M14出口 徒歩2分

支援内容

① 個別相談・専門家派遣

中小企業事業主からの、来所、電話、電子メールによる相談をお受けします。
個別課題の分析・検討を行う専門家を無料で派遣します。

相談例)

- 販路拡大の方法について知りたい
- 生産効率を上げたい
- 給与制度・給与体系を見直したい
- 就業規則をしっかりとしたものにした
- 社内レイアウトを見直したい
- その他、経営・労務に関すること

② 労務・経営管理改善セミナー&出張相談会

9:00~17:00

本事業では、3つのテーマをメインに次の地域を巡回しセミナーを開催します。
セミナー(約1時間)の前後には、専門家による予約制の出張相談会も実施します。

1期目		2期目	
日程	地域	日程	地域
平成29年6月23日	大阪市	平成29年8月24日	豊中市
平成29年6月27日	吹田市	平成29年9月8日	摂津市
平成29年7月4日	貝塚市	平成29年9月20日	堺市
平成29年7月14日	枚方市	平成29年10月4日	八尾市
平成29年8月4日	松原市	平成29年10月17日	羽曳野市

セミナーテーマ

- 最低賃金についての基礎知識
- これからの最低賃金の動向
- 支援制度等の説明

※ 3期目(10月~12月頃)は、大阪市、高槻市、和泉市、門真市、柏原市、
4期目(1月~3月頃)は、豊中市、堺市、守口市、東大阪市、富田林市を予定しています。
※開催日、会場についてはWEBをご確認ください。予約の関係上会場が変更になる可能性があります。

相談者の個別の問題に対して、親身になって対応いたします。

すべて無料!

労務・経営管理改善セミナー / 個別相談・出張相談申込のご案内



① 労務・経営管理改善セミナー & 出張相談会

セミナーへの参加申込・相談申込みができます。

② 個別相談

センターでの相談申込ができます。Web内専用カレンダーより受付可能日と時間をお選びください。

③ メール相談フォーム

WEBページのメールフォームからでも、相談を受付けております。訪問の都合がつきにくい、訪問するほどではない等の方でもお気軽に相談できますので是非ご利用ください。
営業時間内での返信になりますので、お時間を頂く場合があります。

6月よりWeb申込受付開始!

本事業は、大阪労働局より委託を受け、ランゲート株式会社が実施しています。
ご相談頂きました内容、企業・個人情報厳守いたします。

<http://www.langate.co.jp/onestop>

大阪府最低賃金総合相談支援センター

検索



WFL3385 <01>